

## 令和 2 年伊豆市議会 1 1 月臨時会会議録目次

### 第 1 号 (11月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時議長の紹介並びに挨拶	3
○市長挨拶	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○仮議席の指定	4
○議長の選挙	4
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○副議長の選挙	7
○常任委員会委員の選任	8
○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	9
○議会運営委員会委員の選任	10
○一部事務組合議会議員の選挙	10
○議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	11
○議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	14
○閉会中の所管事務調査の申出	22
○閉会宣告	23
○署名議員	25

## 令和2年伊豆市議会11月臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年11月2日(月曜日)午前9時30分開会

◎臨時議長の紹介並びに挨拶

◎市長挨拶

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 一部事務組合議会議員選挙
- 日程第10 議案第88号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算(第8回)
- 日程第11 議案第89号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査の申出

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 小川多美子君 | 2番  | 浅田藤二君  |
| 3番  | 鈴木優治君  | 4番  | 飯田大君   |
| 5番  | 黒須淳美君  | 6番  | 下山祥二君  |
| 7番  | 杉山武司君  | 8番  | 星谷和馬君  |
| 9番  | 鈴木正人君  | 10番 | 間野みどり君 |
| 11番 | 波多野靖明君 | 12番 | 小長谷順二君 |
| 13番 | 青木靖君   | 14番 | 三田忠男君  |
| 15番 | 永岡康司君  | 16番 | 杉山誠君   |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊 地 豊 君 副 市 長 佐 藤 信 太 郎 君  
教 育 長 梅 原 賢 治 君 総 務 部 長 伊 郷 伸 之 君  
建 設 部 長 山 田 博 治 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 田 茂 治 次 長 永 沼 健 一  
副 主 任 坂 内 佑 紀

### ◎臨時議長の紹介並びに挨拶

○議会事務局長（浅田茂治君） 皆様、おはようございます。私は、議会事務局長の浅田と申します。

本日、臨時会は、一般選挙後初の議会でありますので、議長選が行われるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職を行うこととなります。

出席議員中、永岡康司議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは、永岡議員さん、よろしく、壇上のほうにお願いいたします。

〔臨時議長 永岡康司君席に着く〕

○臨時議長（永岡康司君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました永岡です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が行われるまでの間、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

### ◎市長挨拶

○臨時議長（永岡康司君） それでは、初めに、初議会に当たり、市長に挨拶をお願いします。市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

16名の議員の皆さん、当選おめでとうございます。これから4年間、よろしくお願いいたします。

皆さんがこれから務められる任期4年の間には、大変大きく、そして、困難な課題が山積をしております。延期されました一生に一度の東京2020大会、100年に一度あるいは200年に一度の伊豆縦貫自動車道整備の市内での事業進捗、そして、50年に一度程度であろう、この任期中に完成をする新ごみ焼却施設、中伊豆温泉病院の移転新築の完了、そして、これから進めなければなりません中学校の再編成、そして、直面しております宗教施設周辺の達磨山系の廃棄物に起因する環境問題、これらを、新型コロナウイルスの影響が終息しないまま対応していかなければなりません。

市長として、皆さんに一つだけお願いがあります。それは、決定機関である議会と執行機関である行政は、主権者である市民から見たら車の両輪です。車の両輪は、回る速度が違っていると、同じ場所でぐるぐる回り、前に進むことができません。この伊豆市を、伊豆市民の生活を前に進めるためには、同じ速度で車輪を回していただくことが必要であり、私はそれを次のように考えています。

それは、共通の認識と共通の言葉で議論をしたいということです。共通の認識というのは、事実に基づくということ、共通の言葉とは、政策に関する議論であるということです、私はそのように考えております。この大切な時期をぜひ皆さんと一緒に、伊豆市の未来を開かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（永岡康司君） ありがとうございます。

開会 午前 9時34分

◎開会宣告

○臨時議長（永岡康司君） 本日の出席議員は16名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまより、令和2年伊豆市議会11月議会臨時議会を開会いたします。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので、報告いたします。

◎開議宣告

○臨時議長（永岡康司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（永岡康司君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（永岡康司君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

しばらくお待ちください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（永岡康司君） ただいまの出席議員数は16人です。

投票用紙を配付いたします。

お願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（永岡康司君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○臨時議長（永岡康司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（永岡康司君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、仮議席番号順に1番の議員から、順次投票を願います。

〔投票〕

○臨時議長（永岡康司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○臨時議長（永岡康司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

お願いします。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（永岡康司君） 開票をお願いします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、仮議席番号1番小川多美子議員及び2番浅田藤二議員を指名します。

小川多美子議員、浅田藤二議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（永岡康司君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち、小長谷順二議員 15票

永岡康司議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、小長谷順二議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小長谷順二議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

小長谷順二議員。

〔議長 小長谷順二君登壇〕

○議長（小長谷順二君） 小長谷順二です。

お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま伊豆市議会議長という大役の御選任を賜り、心から感謝を申し上げます。そして、その責任の重さをひしひしと感じております。

我が国の地方自治の本旨は、議会と執行部は共に切磋琢磨し、市民生活の向上に努めてい

くという、いわゆる二元代表制にあると考えます。この伊豆市議会においても、緊張感を持って、市長としっかりとした議論を重ね、市民のための施策を実践していくことが、このまちの発展につながると確信をしております。

コロナ禍で課題も多く、依然として厳しい財政状況ではございますが、地域経済を活性化し、安心・安全なまちをつくる、このことが市民の皆様の一一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様と共に頑張ってまいる所存でございます。皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（永岡康司君） それでは、新議長が決定しましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

小長谷順二議長、議長席に御着席ください。お願いします。

なお、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時47分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議席の指定

○議長（小長谷順二君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定いたします。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。3番鈴木優治議員、4番飯田大議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第5、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思ひます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（小長谷順二君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（小長谷順二君） ただいまの出席議員は16人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小長谷順二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（小長谷順二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われるので、議席番号1番の議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（小長谷順二君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小長谷順二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、5番黒須淳美議員及び6番下山議員を指名いたします。

黒須議員、下山議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（小長谷順二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、杉山武司議員 15票



間野みどり議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、杉山武司議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました杉山武司議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

杉山武司議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○副議長（杉山武司君） 皆様、おはようございます。

御指名により、一言御挨拶申し上げます。

ただいま伊豆市議会の副議長に御選任を賜りました杉山でございます。大変光栄に存じ、心から深く御礼を申し上げます。

今後、議員皆様方のお力添えをいただきながら、市民の負託に真摯に答え、伊豆市に山積している諸課題等について、円満な議会運営について、小長谷議長を支え、補佐役として職務を果たしてまいります。

皆様には、今後一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時04分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の選任

○議長（小長谷順二君） 日程第7、常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

常任委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

職員が朗読いたします。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、常任委員会委員の選任について朗読させていただきます。

初めに、総務経済委員会委員に浅田藤二議員、鈴木優治議員、飯田大議員、下山祥二議員、星谷和馬議員、波多野靖明議員、小長谷順二議員、永岡康司議員。

教育厚生委員会に小川多美子議員、黒須淳美議員、杉山武司議員、鈴木正人議員、間野みどり議員、青木靖議員、三田忠男議員、杉山誠議員。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） ただいま指名しました議員を各常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました各常任委員は、次の休憩中、それぞれ委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時57分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○議長（小長谷順二君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長が報告いたします。

事務局長。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、常任委員会の委員長さん及び副委員長さんの選考結果について御報告いたします。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員、副委員長に鈴木優治議員。

教育厚生委員会委員長に間野みどり議員、副委員長に杉山誠議員。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） お疲れさまでした。

以上で常任委員会委員の選任を終わります。

### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（小長谷順二君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会委員をお手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

職員が朗読をいたします。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、議会運営委員会委員の選任について御報告いたします。

委員には、下山祥二議員、星谷和馬議員、波多野靖明議員、間野みどり議員、三田忠男議員、鈴木正人議員、杉山武司議員。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました議会運営委員は、次の休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、報告願います。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長が報告いたします。

事務局長。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、議会運営委員会委員長及び副委員長の選出について御報告いたします。

委員長に三田忠男議員、副委員長に波多野靖明議員。

以上でございます。

### ◎一部事務組合議会議員の選挙

○議長（小長谷順二君） 日程第9、一部事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

これより、駿東伊豆消防組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理

施設組合、駿豆学園管理組合の議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することで異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

それでは、順次指名いたします。

駿東伊豆消防組合議会議員に永岡康司議員、浅田藤二議員。

沼津市伊豆市衛生施設組合議会議員に杉山誠議員、三田忠男議員、青木靖議員、黒須淳美議員。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員に杉山誠議員、三田忠男議員、青木靖議員、黒須淳美議員。

駿豆学園管理組合議会議員は、議員の中から選挙することになっておりますが、従来から議長の職にある者を選出する例となっておりますので、私が当たります。

よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

各一部事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第10、議案第88号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第88号について、提案理由を申し上げます。

議案第88号ですが、本年7月27日から28日の豪雨により被害を受けた道路、河川等について、国の災害査定を受けるための測量設計委託料を9月議会において計上いたしました。

このたび、これらの測量が終了し、引き続き復旧工事に入るため、災害復旧費として復旧工事費等5,310万円を計上し、歳入歳出予算額を235億8,260万円とするものです。

また、併せて、災害復旧工事が今年度中の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をするとともに、復旧工事に係る地方債の追加及び変更の補正もお願いするものです。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

伊豆市のマークのある予算資料と議案書、あと箇所図という、この写真の入った図で説明をいたします。

まず、伊豆市の入ったマークですけれども、これにつきましては、1ページ目に予算の概要、今回補正する5,310万円、その下の内訳、あと地方債の変更とかとありますので、これは参考に見ていただきたいと思います。

私は議案書と箇所図を説明しますけれども、まず、箇所図の見方の説明をさせていただきます。

これは、7月27、28日、総務部長が前説明したときは、28、29日と言ったと思いますがけれども、27、28日ということで訂正をお願いします。

この写真を見ていただきまして、1番から9番まで番号を振っております。1番、2番については、グリーンの緑色になっていまして、これについては、田んぼ、畑の災害復旧、3番、4番、5番、黒い数字と黒い丸になっていましてけれども、これについては、農業施設災害といまして、水路とかモノレールの災害復旧、赤い6番、7番、8番につきましては、市道の災害復旧ということで、赤い丸印の箇所が災害箇所になります。9番につきましては、青色で準用河川寸場川ということで、土肥地区になりますけれども、この全て9か所の補正をお願いするものでございます。

この図面の下には、復旧延長、例えば9番でいきますと、災害復旧11.7メートルが復旧延長、工法的には自然の石積み、今ここにある石を積むという、そういうような工法を書いておりますので、御確認ください。

それでは、議案書に入ります。

議案書の2ページ、3ページを御覧ください。

今回補正をお願いする額ですが、5,310万円になります。

最初に歳出から説明させていただきますので、議案書の12ページ、13ページをお願いします。

11款1項1目農地災害復旧費、14節の工事請負費650万円につきましては、先ほど箇所図で説明しました1番の上船原地区と2番の小土肥地区の2か所になります。

11款1項2目農業用施設災害復旧費、14節の工事請負費650万円につきましては、図面番号でいきますと3番、4番、5番、この黒い丸をつけたところの3か所の工事になります。

続きまして、11款2項1目道路橋梁災害復旧費、14節の請負工事費2,790万円につきましては、図面番号6番、7番、8番の市道の3か所になります。

また、工事に伴う用地購入費及び登記に係る費用としまして、委託料に24万円、公有財産購入費に34万円をお願いするものでございます。

続きまして、11款2項2目河川災害復旧費、14節の工事費の1,140万円につきましては、図面番号9番、準用河川寸場川の1か所になります。また、こちらにも工事に伴う用地購入及び補償費と登記に係る費用としまして、委託料12万円、公有財産購入費5万円と立木補償費として5万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、議案書の10ページ、11ページをお願いします。

12款2項2目農林水産業分担金261万1,000円でございますが、農地災害復旧費の受益者の負担金になります。負担率は、基本額は事業費に対して10%の負担になります。

14款2項10目災害復旧費補助金3,162万2,000円につきましては、農地農業用施設災害復旧費としまして638万5,000円、この基本の補助率は、農地が50%、農業施設が65%になります。公共土木災害復旧費2,523万7,000円、この補助率は3分の2になります。

11款繰入金としまして、財政調整基金からの繰入れとしまして286万7,000円、21款の市債としまして1,600万円、これは農林水産業施設災害復旧事業債350万円と公共土木施設等災害復旧事業債1,250万円になります。

歳入歳出の説明は以上となります。

続きまして、議案書の4ページ、5ページをお願いします。

4ページの第2表繰越明許費補正につきまして御説明いたします。

ただいま御説明しました災害復旧工事におきまして、議会の議決後、年内の工事発注を予定しておりますが、標準的な工期が確保できない等の理由により年度内完成が見込めないものにつきまして、併せて繰越明許費をお願いするものでございます。

5ページにつきまして、第3表地方債補正につきましては、先ほど歳入で説明しました市債の内容になりますので、御確認ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第88号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）の採決を行います。  
原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第11、議案第89号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第89号について、提案理由を申し上げます。

伊豆市デジタル同報系防災行政無線設備に係る工事請負契約について、本年10月27日、静岡日電ビジネス株式会社と仮契約を締結いたしました。

本契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、議案第89号 工事請負契約の締結について補

足をさせていただきます。

まず、契約の名称でございますが、議案書17ページに記載のとおり、令和2年度伊豆市デジタル同報系防災行政無線整備工事でございます。

契約の方法でございますが、公募型プロポーザル方式による随意契約になります。

契約金額11億6,864万円、工期につきましては令和4年3月18日でございます。

契約の相手方は、先ほど市長が申したとおりでございます。

あと、お手元に、議案第89号参考資料という1枚のペーパーを配らせていただいております。そちらを御覧になっていただきたいと思っております。よろしいですかね。

こちらに、今回の契約の方法がプロポーザル型の随意契約ということで、プロポーザルの経緯と、簡単でございますが、工事の設備の概要を記載させていただいております。

まず、プロポーザルにつきましては、議案の説明のときに説明させていただいたとおりでございますが、令和2年9月18日に、プロポーザルを開始しますという公告をいたしております。そのときに実施要領などを公表し、参加の申込みの受付を開始いたしました。10月2日を参加申込みの受付期限としてございます。また、10月9日を企画提案書の提出期限、10月14日に、書類審査になりますが一次審査、10月20日に二次審査ということで、プレゼンテーションを実施しております。

また、参加表明者でございますが、当初、参加表明をしたのが3社ございました。ただし、A社、B社としておりますが、A社につきましては、参加表明後、辞退届が提出されておりました。こちらを受理しております。B社につきましては、参加表明はしてございましたが、参加資格要件に該当しない項目があったということで、参加要件不備により無効としてございます。

なお、今回のデジタル化の工事の主な内容でございますが、まず親局、こちら本庁に設置しております同報無線の親局を1局、緊急親局装置、こちらは土肥地区におきまして、仮に親局に何かしらの不具合があった場合、土肥地区につきましては津波災害の危険性がありますので、親局の代わりになる緊急親局を土肥支所には設置いたします。

そのほか、遠隔制御装置、これは各3支所に、それぞれ支所からの放送ができるようにということで遠隔制御装置を3台、中継局といたしまして、こちらはアナログの現在の中継局でもありますが、石上の中継局にデジタル波を追加すると。簡易中継局につきましては、こちらは現在、土肥の里山にアナログの中継局がありますが、そちらにデジタル波の簡易中継局の機能をつける。それと、新たに船原に簡易中継局を新設いたします。これによりまして、なるべく難聴区域等が発生しないような対応を考えております。

あと、子局につきましては、再送信子局、これは中継局、簡易中継局、親局から受けた内容を放送するとともに、次の拡声子局や戸別受信機に送信できる機能ということで、自ら受けたものをまた送り返す子局になります。屋外拡声子局は、これは各地区におきますスピーカーがついた子局となります。



そのほか、戸別受信機5,000台、これはあくまでも当初設計の戸別受信機の台数ということで、今後、どのような家庭に戸別受信機を配置するかにつきましては、台数共に、最終的には実施をしながら考えていきたいと思えます。

補足説明につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第89号について質疑をさせていただきます。

同報無線の整備について、3社の参加表明があったということですが、1社は辞退、そして、もう1社は参加要件不備ということなんですけれども、この公募に当たって、参加資格要件、これが、その業種、業態によって違うと思うんですけれども、こういった整備工事の場合の参加資格要件というものがちょっと分からないものですから、資格要件、概略でいいんですけれども、そして要件不備、この不備の項目というのについて説明をいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を願います。

先に、市長から。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 先ほど提案理由を申し上げましたけれども、新しい議員さんもおられますので、少し背景説明をさせていただきたいと思えます。

伊豆市内では、旧3町は昔、農協の有線放送があったんですね。あれは土肥はなかったそうなんですけれども、そのツールと同報無線という2つの域内情報発信手段があったんですが、有線放送のほうは廃止となりました。その後、同報無線をこれからどうするかというときに、今アナログを使っているんですけれども、デジタルに替えるときに、私が市長になりました後、細かく見積もってはおりませんけれども、概略試算をしたところが、デジタル化と戸別受信機で約24億円ぐらいという試算で、これは財政的に耐えられないだろうという判断で、一旦はデジタル化を諦め、アナログ放送が終了した段階で同報無線を廃止をして、コミュニティーFMに切り替えるという判断をいたしました。

しかし、その後、技術革新あるいは財政が、国からの支援体制が整った等、状況が変わりまして、現時点では事業費が当時の半分程度、さらにこれに国の緊急の財政措置が伴いますので、対象は全額で、その7割ぐらいが交付税措置だったと思えますけれども、そういった環境の変化の中で改めて、大規模災害を想定すると、多様な情報伝達手段を持っているべき

であるという判断に至りました。

したがって、コミュニティーFMを維持しつつ、同報無線もデジタル化し、情報メール等、いろいろな手段を活用しながら、状況によっては、消防団の皆さんにパトロールをしながら注意喚起を促していただくような、全ての手段を使って市民の皆さんに情報伝達をさせていただき、そのような判断をするに至りました。

そのような背景の中での事業でございまして、先ほどの御質問につきましては、すみません、恐縮ですが、ちょっと私が前座をしてしまいましたけれども、総務部長から詳細について説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 御質問の、まず今回のプロポーザルの参加要件につきましては、まず、地域要件、所在地要件としまして、静岡県内に本社または入札及び契約等の権限の委任を受けた支店、営業所等を有する者としております。これは、工事施行とその後の保守等のこともありますので、県内本社、本店または営業所という地域要件をつけてございます。

また、同報無線の実績につきましては、過去10年において、60メガヘルツ帯のデジタル同報系の防災行政無線整備工事の元請施工の実績を有する者ということが主なものとなっております。そのほか、電波法に基づく点検業者登録とか、市が示しました工事の仕様等の条件を満たすという細かいこともございますが、大きくは先ほどの2点となります。

今回、参加資格要件不備により無効というのにつきましては、こちらの会社が静岡県内に入札及び契約等の権限委任を受けた支店等を有していなかったということで、この所在地要件に該当しないということで無効としております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第89号 工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

今回、デジタル同報系の無線の工事ということで、今市長からもあったとおり、大分、FMをやる前に1回この話があって、今市長が述べたとおりなんですけれども、当時と導入できるものの設備自体が変わっているのか、あるいはコストダウンされて安くなったのかという点と、それと、今話にありました交付税措置の内容について、もう少し詳細が分かれば補足をお願いします。

そして、3点目は、今回、3社のうちの1社が事実上参加したということですがけれども、プレゼンテーションの中において、この請け負うことになった会社の優位性であるとか、そういうことがあれば、分かる範囲で結構ですので教えていただきたい。例えば、デジタル

を導入することによってどういうメリットがあるのかというような、市民向けにも分かりやすい説明があればお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

先に、市長から。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 現在の議員からの御下問の内容については、総務部長から答弁をさせますが、先ほどの入札資格の中で、市内に本店もしくは支店を有する者というのは、時々入札条件に使うことがあるんですが、実は別件で恐縮ですけれども、ちょっと御紹介させていただきます。

図書館のこちらに視聴覚室があるんですけれども、あそこの音響装置が、私が市長になった頃は、契約が名古屋の会社だったんですね。もう大変だったんです。ちょっとした修理でも一々名古屋から来ていただく。

したがって、やはり、できれば市内あるいは近傍にその事業をやっていただけるところがあるのであれば、やはり近傍で、経済効果のみではなく維持管理の容易性から、近傍の事業者を優先的に使うというのは、やはり公益性にかなうだろうと思います。

補足させていただきました。

総務部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、このデジタル化の事業の内容ですが、市長が先ほど杉山議員の御質問にお答えした当時のものとは、内容的にはそう変わるものではございません。ただ、いろいろ、あれから大分年月たっておりますので、戸別受信機とか、電話で再放送が聞けるとか、付加価値のついた機能というのは多くあります。当然、防災アプリもありますので、皆さんお持ちのスマートフォンなんかで放送の内容が聞けるような、そういう発展はしてございます。

また、安くなったことではございますが、何が何で安くなったかと明確には分からないんですが、各メーカー、いろいろコストダウンするような技術開発等の表れじゃないかと思っております。

また、起債の関係ですが、緊急防災・減災基金、いわゆる緊防災といっているやつなんです。こちらは充当率、今回でいいますと契約金額と、あと、この後、工事管理のほうも発注するんですが、事業費の充当率100%でございます。償還金の70%が交付税措置をされるということで、現在の合併特例債が、逆に言えば充当率95%ですので、交付税措置が70、それよりも若干有利だということです。

ただ、この緊防災につきましては、今年度限りの起債となります。ただし、令和2年度、今年度中に工事に着手していれば、翌年度以降の事業についても起債ができるということで、今回この臨時議会にお諮りした一つの理由としては、この工事の御承認をいただいて、いち

早く設計に取りかかり、なおかつ工事に3月までに着手すると。それによって、令和3年度の工事費についても緊防災の対象になるというものでございます。

また、今回のデジタル化に対するメリットでございますが、音質的には向上されると思います。また、職員が文字入力したのものも、音声を合成して放送することができるようになります。

また、一番の問題の聞こえづらい難聴区域、これも先ほどの中継局や子局等でカバーできるものと考えております。

そのほかの優位性としましては、若干先ほど申しましたが、アプリなどを登録していただければ、全国どこにいても放送の内容が確認できますので、家の方が誰かが残っていれば、すぐに連絡が取れるというようなことも可能となります。

そのほか、今回の提案につきましては、やはり電波の状況をいろいろシミュレーションしていただきまして、中継局とか簡易中継局とか再送信子局とか、なるべく難聴区域が出ないような提案をいただいております。

回答としては以上でよろしいですか。

○議長（小長谷順二君） はい。

再質疑はありますか。よろしいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議案第89号 工事請負契約の締結につきましてお伺いいたします。

プロポーザルの公募についての経過については御説明いただきました。ちょっと確認の意味で伺います。

3社、一応参加表明をしたんだけど、うち2社は途中で辞退されたり、あとは参加資格の要件が不備ということで、実質的には参加に至らなかったと。今回受注をして、業者が決まったということなんですけれども、頂いた参考資料のうち、プロポーザルの経過というのが1番にありますけれども、一応確認しますけれども、9月18日に公告をして、10月9日に企画提案書の提出期限というのがあるんですけれども、3社のうち2社はこれに至らなかったと。10月14日に第1次審査、10月20日に第2次審査ということで進んでいくわけなんですけれども、今回受注した業者が、実際これ、企画提案をする形になっていると思うんで、青木議員の話もちょっとダブるんですけれども、評価を当然していると思うんですね。恐らくその評価点というのもあると思うんですけれども、その評価点、例えばそういうものが点数化されていたのであれば、どれぐらいの評価を受けた業者なのか、まず1点伺いたいと思います。

それと、そもそもの確認なんですけれども、今回の提案はデジタル同報無線の整備工事と

いうことで、11億6,864万円ということなんですけれども、これはあくまでも整備工事であって、以前全協で配られた資料の、同報無線のデジタル化についてという資料が今手元にあるんですが、そのときに財政シミュレーションというのがあって、今後20年間の概算費用試算というふうにあります。

これについては、デジタル化する場合については、当初、設備導入費、これが15億150万円、今回の受注金額の金額に相当するものだと思うんですけれども、これ、答えられる範囲でいいんですが、別に維持管理費が3億3,006万8,000円というふうに試算されています。

今回の業者の提案の中で、これは整備工事とは別なので、公募要件の中に入っているかわかりませんが、維持管理についてもどのような提案がされているのか。それか、または、今回は整備工事ですから、新たに維持管理については別の業者を、例えば公募するのか、どういった方法で選ぶのか、その辺分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 本件とてもいい例ですので、入札の在り方について、私からもう少し説明をさせていただきます。

まず、私は市長として、このような大きな入札案件があるときには、この事業者と事前に会うことは絶対にありませんので、かつて私が試算として聞いた数字よりも下がった直接的な原因については、理由については承知はしておりません。

ただ、伊豆市の事業案件とは別に、電気協会の方々と意見交換をして伺ったところでは、このデジタル化とか、あるいはE T Cとか、政府からかなり強い要望があるそうです。つまり、価格を下げて普及をさせてくれという、政府からかなり強い要望があると伺っておりまして、そのような流れと技術革新の中で、価格がかなり下がってきたのではないかと推察をしております。

そして、まさにいろんな事業で、複数の会社のほうで競争していただきたいのは、まさにそのとおりなんですけれども、やはり人口3万人の伊豆市の事業の中では、規模のメリットが非常に小さくて、事業が小さくなれば、当然、利益率が下がるわけですね。その中で多数に競争していただくことが難しい案件が多々あります。

その中で、ある事業によっては、市長として一番怖いのは、危惧することが不落なんです。どこも応札していただけない。実はこれ、全国でかなり多発をしております。不落によってつくっていただけない、あるいは今回、御幸橋駐車場がそうなんですけれども、一旦不落になったことによって事業が半年延びてしまう、こういったことが大変恐ろしいわけですね。

したがって、結果として1社になった場合も、しっかり中を審査をして、それが我々の要求基準に当然到達していれば、そことしっかり契約を結ばせていただくということが起こる

わけです。

その中で、これからそういうことは起こらないと思いますけれども、かつての議員さんからは、プロポーザルというのは事業提案型ですから、全部仕様書をつくって、金額で競争する一般競争入札とは異なって、事業提案そのものをいただくわけです。その一番よかった提案をいただいた方と、そこは随意契約になるんですね。そこは随意契約ですから、金額は100%になります。

したがって、外から見たら、落札率100%ということになるんですが、それはその前段階において提案を競争していただき、そして提案を審査し、一番よかったところと随意契約という手続ですので、これは見た目、落札率100%になりますけれども、ちょうどいい例でございますので説明をさせていただきました。

御下問直接については、すみません、総務部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 総務部長、答弁求めます。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、今回のプロポーザルの審査の結果、評価点ということでございますが、1次審査、2次審査と実施してございます。1次審査で満点が150点、2次審査で満点が150点、合計300点満点での評価となります。

今回の提案につきまして、審査委員会で審査、評価した結果、230点という評点、これは約76%の点数となります。

また、ランニングコストについてでございますが、今回のプロポーザルにおきまして、向こう10年間のランニングコストの提案も受けてございます。提案内容では、10年間で9,000万円、年間ですと約900万円ぐらいの提案を受けてございますが、ただ一つには、今後、今回の提案に、今のアナログを残してデジタル化したらどうかという提案もございました。それは、放送は当然デジタルを使うんですが、防災ラジオとか今のものが、アナログを残せば防災ラジオは使えるというような提案もございましたので、それらを併用する形になりますと、ランニングコストのほうは、もう一度しっかり検討しなきゃならない。まだその併用につきましても、最終決定はしてございませんが、デジタル化を進めるにつきましては、デジタル放送の戸別受信機とアナログ波の防災ラジオ、こちらの使い方等、しっかり検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

そうしたら、最後、維持管理のところをお話しされましたけれども、今回は維持管理入っていないんで、今後、業者の選定についてはどのような選定を考えていらっしゃるか、最後お聞きしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 維持管理につきましては、令和4年度からになりますけれども、今のアナログの保守点検、来年度、令和3年度からは今回施工するところになるんですが、当然、こういう無線とか機械設備の関係がございますので、導入、設置したところ、設計したところ、こちらが維持管理、保守を進めていくのが、一番スムーズでないかと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑のある議員いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第89号 工事請負契約の締結について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の所管事務調査の申出

○議長（小長谷順二君） 日程第12、閉会中の所管事務調査の申出を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申出がありました。申出のとおり認めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

なお、広報委員会の委員の選任につきましては、全員協議会で選任することとなっております。本会議終了後、午後1時から執行部の主要事業説明会の後、全員協議会を開催いたします。

これにて令和2年伊豆市議会11月臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

閉会 午後 0時01分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員